

乳児等通園支援事業の概要について

1 乳児等通園支援事業とは

保護者の就労要件などを問わず、保育所等に通っていない0歳6か月から3歳未満のこどもが、月一定時間まで保育施設を利用できる制度。令和6年度より試行的事業として始まり、令和8年度からは全自治体での本格実施となる。

「乳児等通園支援事業」は正式名称。通称は「こども誰でも通園制度」。

2 認可と確認

乳児等通園支援事業を行おうとする事業者は、児童福祉法に基づき、市の「認可」を得て事業を行うことができ、認可を得た事業者は、子ども・子育て支援法に基づき、乳児等支援給付費の支給に係る事務を行う者である旨の市の「確認」を受けることができるとされた。

(1) 八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について(R7.4.1施行)

本条例は、前述の「認可」をするための基準となるものであり、児童福祉法に基づき、市が条例で基準を定めることとされたもの。

(抜粋) 児童福祉法

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

(2) 八戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について(R8.4.1施行予定)

本条例は、前述の「確認」をするための基準となるものであり、子ども・子育て支援法に基づき、市が条例で基準を定めることとされたもの。

「確認」とは、乳児等のための支援給付の実施主体である市が、認可を受けた事業者について、給付の対象として適切であるかを確認することである。確認に当たっては、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に基づき各市町村が条例で定める基準を満たし、適切に事業を実施できる事業者であれば、市町村が確認することが可能。

※経過措置について：内閣府令で定める基準は、施行日（令和8年4月1日）から起算して1年を経過する日までの間は、条例で定められた基準とみなすこととされており、条例制定前でも「確認」手続きを行うことができる。令和8年4月から事業を開始する事業所については、令和8年3月中に市の確認を得る必要があるため、内閣府令を基準として確認を行うもの。

(抜粋) 子ども・子育て支援法

第54条の2 乳児等通園支援を行う者は、乳児等通園支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

第54条の3 第44条から第54条までの規定（第45条第2項を除く。）は、前条第1項の確認を受けた者について準用する。

第46条（※準用元）

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

（「特定地域型保育事業者」を「乳児等通園支援事業者」へ読み替える）